

令和3年12月13日
富山県社会福祉協議会

富山県福祉施設支援資金 特別運営費貸付の実施について

今般の原油価格の高騰に伴い、社会福祉施設における暖房費やガソリン代等の運営費に影響が懸念されることから、富山県福祉施設支援資金特別運営費貸付を下記のとおり実施することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 趣 旨

社会福祉施設における、原油価格高騰に伴う暖房費やガソリン代等の高騰に対応するため、富山県福祉施設支援資金（貸付事業）に設けた特別枠において特別運営費貸付を実施し施設経営を支援する。

2. 特別運営費の概要

- | | |
|---------|---|
| ○貸付対象 | 社会福祉事業を営む社会福祉法人、NPO法人等
※なお、この特別運営費は、現在富山県福祉施設支援資金の借受人も対象 |
| ○貸付限度額 | 100万円
暖房費やガソリン代等の高騰による運営費増について |
| ○受付期間 | 令和3年12月14日から令和4年3月31日まで |
| ○貸付条件 | 貸付利率 無利子 |
| ○貸付期間 | 3年以内（うち据置期間6か月以内） |
| ○償還方法 | 半年賦及び月賦 均等償還 |
| ○交付予定日 | 原則各月15日と月末（金融機関休業日の場合は翌営業日） |
| ○借入申請方法 | 希望する交付予定日の2週間前までに必要書類を提出 |

3. その他

特別運営費に関連する様式は、本会のウェブサイトからダウンロードできます。
（ <http://www.toyama-shakyo.or.jp/> ）

4. 問い合わせ先

〒930-0094 富山市安住町5番21号
社会福祉法人富山県社会福祉協議会 施設団体支援課 担当：嶋内
TEL：076-432-2959/FAX：076-432-6124